

④農地の貸し主（出し手）や耕作者（受け手）を募集しています

農地中間管理機構では、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、随時農地の貸し主（出し手）や耕作者（受け手）を募集しています。その中でも、交付要件を満たすと、メリット措置として次のような支援が受けられます。

募集地域 市内全域

申込方法 窓口へ直接お申し込みください。※すでに継続登録されている方の申込みは不要です。

申込期限 8月31日（金）※期限内に申し込んだ場合でも、要件を満たないとメリット措置が受けられないことがあります。

協力金名称	個々の農地の出し手への支援		
	地域の取組みへの支援 地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金
交付対象	市内の地域 ※「地域」とは、集落・学区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。	機構へ自作地を貸し付けた農業者等 ・農業部門の減少により経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人	機構の借受農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の、機構への貸付けに協力した農業者
交付単価	10,000円/10アール（標準額）	10,000円/10アール（標準額） ※交付対象は、新規面積とします。 ※遊休農地の所有者は、解消する必要があります ※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。	5,000円/10アール ※交付対象は、新規面積とします。 ※遊休農地は、対象となりません。 ※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。
交付要件	・機構への貸付割合 地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられていること ・新規面積の割合 機構に貸し付ける農地のうち新たに担い手へ集積される農地の割合が25%以上であること ※新規面積の割合が25%に満たない場合は、交付単価が変わります。	全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること	農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

※地域集積協力金の用途については、地域が市と相談の上、地域農業の発展に資すると考える方法で自由に使用することができます。

※「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者です。

申・問 農政課（内線540）、（一財）笠間市農業公社 TEL 0296-73-6439
農地中間管理機構 TEL 029-239-7131